

令和5年度危険物取扱者保安講習会案内

実施機関 高知県
実施受託機関 高知県危険物安全協会

この講習会は、消防法第13条の23の規定により、危険物取扱者に義務付けられた講習です。

講習は **オンライン講習** と **対面講習** があります。申請方法・受付期間が異なりますので、必ず確認のうえ、どちらかの受講方法を選択して申請してください。

※受講申込書の様式はオンライン講習・対面講習とも共通です。(受講方法の選択欄に注意すること)

1 各講習の受付期間及び日程

オンライン講習 【申請書受付期間：令和5年7月20日(木)～7月28日(金)】

上記の受付期間の初日までは受付はできません。この期間の前に申請書を提出された場合は、受付期間最終日(7月28日)の受付処理となりますので、ご注意ください。なお、この受付期間中は、対面講習の受付はできません。

オンライン受講開始日	受講種別	定員	受講期限
9月6日(水)から ※受講の承認後から受講可能となります。	給油取扱所	合計 400人	受講開始日から1ヶ月 ※期限内は随時受講可能です。
	その他(一般)		

対面講習 【申請書受付期間：令和5年7月31日(月)～8月10日(木)】

上記の受付期間の初日までは受付はできません。この期間の前に申請書を提出された場合は、受付期間最終日(8月10日)の受付処理となりますので、ご注意ください。なお、オンライン講習の追加により、本年度の対面講習は下記8月期のみで開催になります。

講習会場及び受講定員	講習日	受講種別	時間	
【安芸市】 安芸市消防防災センター 安芸市西浜190番地1 (各受講定員 約60人)	8月18日(金)	給油取扱所	午前	9時～12時まで
		その他(一般)	午後	13時～16時まで
【中土佐町】 中土佐町民交流会館 高岡郡中土佐町久礼6584 (各受講定員 約60人)	8月23日(水)	給油取扱所	午前	9時～12時まで
		その他(一般)	午後	13時～16時まで
【四万十市】 四万十市立文化センター 四万十市中村桜町2-1 (各受講定員 約60人)	8月24日(木)	給油取扱所	午前	9時～12時まで
	8月25日(金)	その他(一般)	午後	13時～16時まで
8月29日(火)		給油取扱所	午前	9時～12時まで
	8月30日(水)	その他(一般)	午後	13時～16時まで
【高知市】 高知県立人権啓発センター 高知市本町4丁目1番37号 (各受講定員 約100人)		8月31日(木)	給油取扱所	午前
	その他(一般)		午後	13時～16時まで

- (注) 1 「給油取扱所」とは、給油取扱所の施設に従事している方を対象にしています。
2 「その他(一般)」とは、給油取扱所・コンビニート以外の施設に従事している方を対象にしています。
3 「給油取扱所」の方が「その他(一般)」、「その他(一般)」の方が「給油取扱所」の講習を受講することはできません。
4 対面講習の各会場の定員は、感染症の拡大状況等により変動することがあります。
5 定員に達した場合は、講習日が希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

2 講習の対象者（危険物の規制に関する規則第58条の14関係）

危険物取扱者免状を有し、現に製造所等において危険物の取扱作業に従事している者。

受講すべき期間	継続して危険物取扱作業に従事している者	前回の講習の受講日以降における最初の4月1日から 3年以内 ※令和2年度以前（令和3年3月31日以前）に受講した者
	新たに又は再び危険物取扱作業に従事することとなった者	従事することとなった日から 1年以内 ただし、その日から過去2年以内に免状の交付又は講習を受けた者は、免状の交付日又は講習の受講日以後における最初の4月1日から3年以内

現在、危険物の取扱作業に従事していない場合は、受講の義務はありませんが、希望者は受講できます。

3 講習内容

- ① 危険物関係法令に関する事項・・・講習時間 1時間（オンライン講習は効果測定を含む）
- ② 危険物の火災予防に関する事項・・・講習時間 2時間（オンライン講習は効果測定を含む）

4 受講申請書の提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県消防政策課内
高知県危険物安全協会

※受付時間 9:00～17:00（土曜日・日曜日、祝日を除く受付期間内）

【お問い合わせ】TEL 088-823-9099

E-mail ko-kikyo@bz04.plala.or.jp

オンライン講習について【申請書受付期間：令和5年7月20日（木）～7月28日（金）】

オンライン講習とはインターネットを利用して講習システムを使用し、講習動画を視聴する講習です。各章の効果測定（確認テスト）に合格することで受講証明書が発行されます。

1 受講に必要な環境等 ※申請の前に必ず確認すること！

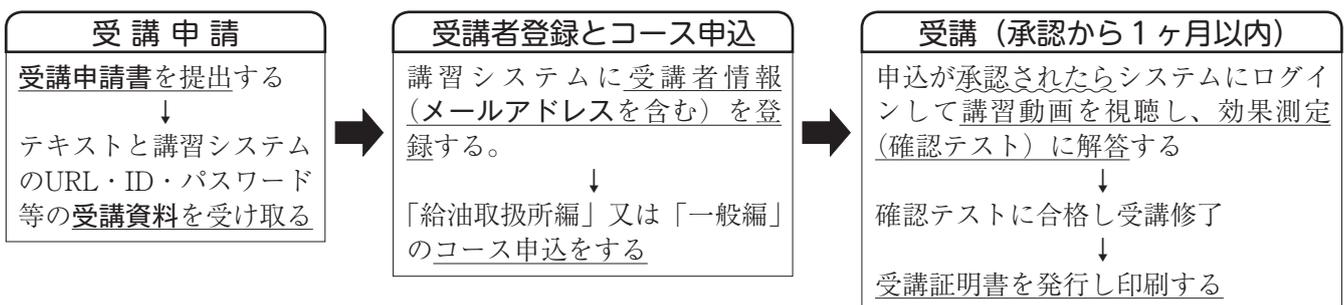
受講するには**パソコン等の機器やインターネット回線、メールアドレス等の環境が必要**です。申請の前に、必ず下記の推奨環境ページにて講習動画が視聴可能か確認してください。（高知県消防政策課のホームページにもURLを掲示しています。）

【推奨環境ご案内ページ <https://www.netlearning.co.jp/about/index.html>】

2 オンライン講習の対象者

居住地もしくは勤務地が高知県内の方で、製造所等において現に危険物の取扱作業に従事している方。

3 申請から受講修了までの流れ



★登録・受講方法の詳細については、後述6の「**受講者マニュアル**」を参照してください。

4 申請に必要な書類等

オンライン講習の申請に必要な書類等	受講申請書	各消防本部・署又は高知県危険物安全協会（県消防政策課内）に置いてあります。（申請書を郵送で請求される場合は120円切手を貼付した返信用封筒を協会に送付してください。）
	受講料 4,700円（高知県収入証紙）	受講申請書に 高知県収入証紙 を貼付してください。 （注）申請書の受付時で、高知県収入証紙の割印後は、特別な理由があると認められた場合を除き、受講料・提出書類等の返却はできません。
	☆ 郵送申請の場合 レターパックプラス（返信用）	テキスト及び受講資料を送付するために必要です。申請書に同封して郵送してください。（二つ折り可） 詳細は後述の「 受講資料の受け渡し方法について 」を確認してください。

5 受付手続

(1) 受講申請書の提出

申請に必要な書類等をオンライン講習の受付期間内に協会へ提出してください。

※受付時間 9:00～17:00(土曜日・日曜日、祝日を除く受付期間内)

(2) 受講資料の受け渡し方法について

オンライン講習を受講するには、講習用テキストと講習システムのURL及びIDとパスワード、登録期限等の受講資料が必要です。申請書の提出方法や申請人数により、以下の方法でお渡しします。

① 申請書を協会に郵送する場合(郵送申請)

同一事業所からまとめて申請する人数により以下のとおりです。

15名以下	<p>テキストと受講資料をレターパックプラスで送付します。 お届け先の住所・氏名・電話番号を記入したレターパックプラス(520円)を申請書に同封して送付してください。 レターパックプラスにはテキストが5冊まで入ります。 複数人分の同封を希望する場合は、これを目安に必要枚数を送付してください。 (例:7名分申請の場合 必要枚数2枚)</p>
20名以上	<p>テキストを取扱業者から担当者宛に直送します。(ただし、送付先は1カ所のみ限定させていただきます。) 申請前に協会へメールで受講種別と人数、送付先住所等と電話番号をお知らせください。その他の受講資料の受渡についてもご連絡します。</p>



お届け先欄に住所・氏名・電話番号を記入し、半分に折り、封筒に入れて送付してください

レターパックプラス(520円)は郵便局窓口またはコンビニエンスストア等で販売しています。

② 申請書を協会に直接持参する場合(直接申請)

申請受付の際にお渡しします。(持ち帰り用の袋等をご持参ください。)

ただし、申請が20名以上の場合は、郵送申請と同様にテキストのみ直送対応も可能です。ご希望の場合は申請前に協会へメールで人数と受講種別、送付先住所等と電話番号をお知らせください。

(3) 申請に関する注意事項

- ・受講申請書の受講方法欄の「オンライン講習」に必ずチェックを入れてください。
- ・受講申請書は、はがき部分(受講票)と切り離さずに、受講料を添えて提出してください。なお、郵送申請でも受講票(ハガキ)は受講用資料送付時に同封しますので、63円切手は貼付不要です。
- ・「給油取扱所」と「その他(一般)」の受講種別に必ずチェックを入れてください。
- ・申請到着順に受付し、定員に達した場合は締め切ります。受付期間の前に提出した場合は、受付期間最終日の受付処理となります。なお、定員に余裕がある場合は、締め切り後も受付します。

6 受講者登録と受講方法について

登録期限までに講習システムにアクセスし、受講者登録とコース申込を済ませてください。

受講開始日に当協会が申込を承認すると受講可能になります。承認の通知メールが届いたら1ヶ月以内に受講を完了し、受講証明書の発行を行ってください。

登録方法や受講方法、受講証明書等の詳細については、高知県危機管理部消防政策課のホームページ内の保安講習のお知らせの中に「受講者マニュアル」を掲示しますので、下記URLから確認して下さい。

【高知県消防政策課 URL=<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010301>】

対面講習について 【申請書受付期間：令和5年7月31日(月)～8月10日(木)】

対面講習とは、講習会場で受講する従来型の講習です。

1 申請に必要な書類等

対面講習の申請に必要な書類等	受講申請書	各消防本部・署又は高知県危険物安全協会(県消防政策課内)に置いてあります。(申請書を郵送で請求される場合は120円切手を貼付した返信用封筒を協会に送付してください。)
	受講料 4,700円 (高知県収入証紙)	受講申請書に高知県収入証紙を貼付してください。 (注)申請書の受付時で、高知県収入証紙の割印後は、特別な理由があると認められた場合を除き、受講料・提出書類等の返却はできません。
	☆ 郵送申請の場合 63円切手	受講申請書のはがき部分(受講票)の切手欄に63円切手を貼付し、申請書と切り離さずに封筒に入れて送付してください。受講票は受付後に返送しますので、住所・氏名・郵便番号を正確に記入してください。

2 受付手続

- (1) 受講申請書の提出
申請に必要な書類等を対面講習の受付期間内に協会へ提出してください。
※受付時間 9:00～17:00 (土曜日・日曜日、祝日を除く受付期間内)
- (2) 申請に関する注意事項
 - ・受講申請書の受講方法欄の「対面講習」に必ずチェックを入れてください。
 - ・受講申請書は、はがき部分(受講票)と切り離さずに、受講料を添えて提出してください。
 - ・受講申請書の「講習日」の欄には「第1希望」と「第2希望」を必ず記入してください。第1希望の日が定員に達した場合は、第2希望の日に振り替えて受付します。
 - ・「給油取扱所」と「その他(一般)」の受講種別に必ずチェックを入れてください。
 - ・申請到着順に受付し、定員に達した場合は締め切ります。受付期間の前に提出した場合は、受付期間最終日の受付処理となります。なお、定員に余裕がある場合は、締め切り後も受付します。

3 その他の留意事項

- (1) 当日持参するもの

⑦ 危険物取扱者免状	① 受講票	⑨ 筆記用具
------------	-------	--------

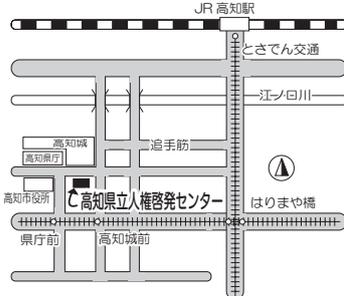
 ※テキストは会場でお渡しします。
- (2) 受講上の注意
講習の全部を誠実に受講した者には講習の修了者と認め、免状にはその旨を記入し証印します。
- (3) 駐車場について
各会場とも駐車場の準備はしていませんので、公共交通機関を利用されるか、各自会場外の駐車場を確保してください。
- (4) 台風接近や災害、感染症の拡大等の状況により、止むを得ず日程や会場を変更することがあります。この場合のお知らせは、高知県庁危機管理部消防政策課のホームページに掲載します。

【高知県消防政策課 URL=<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010301>】

対面講習会場案内図

高知会場には駐車場はありません。また、他の会場の駐車場も駐車台数に限りがありますので、各自会場外の駐車場を確保するか、公共交通機関を御利用ください。

【高知会場】
8月29日(火)～31日(木)
高知県立
人権啓発センター
〒780-0870
高知市本町4丁目1番37号



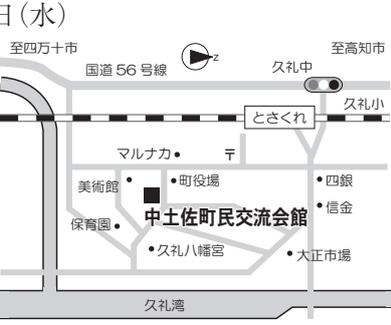
〈路面電車〉「高知城前」または
〈バス〉「公園通」下車徒歩3分

★駐車場はありません。自転車・バイクの駐輪も禁止となっておりますので、ご注意ください。

【安芸会場】 8月18日(金)
安芸市消防防災センター
〒784-0020
安芸市西浜190番地1



【中土佐会場】 8月23日(水)
中土佐町民交流会館
〒789-1301
高岡郡中土佐町久礼6584



(高知から車で50分)
(JR土佐久礼駅下車 徒歩5分)

【四万十会場】
8月24日(水)～
25日(木)
四万十市立文化センター
〒787-0002
四万十市中村桜町2-1



(土佐くろしお鉄道 中村駅から車で約10分)

【問い合わせ先 及び 申請書提出先】
高知県危険物安全協会
 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
 高知県消防政策課内
 TEL 088-823-9099
 E-mail ko-kikyo@bz04.plala.or.jp